

「しがスポーツナビ！」（ホームページ等）コンテンツ制作およびWEB 広告事業業務仕様書

1 委託業務の名称

「しがスポーツナビ！」（ホームページ等）コンテンツ制作およびWEB 広告事業業務委託

2 委託業務の目的

本県におけるスポーツの魅力やスポーツ団体等が有する様々な情報、第一線で活躍するトップアスリートの紹介など、スポーツに関する情報や話題を「しがスポーツナビ！」ポータルサイトやSNSで総合的かつタイムリーに発信することにより、県民にスポーツをより身近な楽しみとして感じていただきながら、県民のスポーツを「する」「みる」「支える」活動における利便性の向上を図り、スポーツや健康に対する意識の向上や行動の促進、本県ゆかりの選手やチームを応援する機運の醸成等につなげることを目的とする。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

4 委託業務の内容

上記2の目的を達成するため、受託者は創意工夫をして次に掲げる業務を行う。

コンテンツ制作においては、スポーツを「する」「みる」「支える」の3つの観点を取り入れ、県民の全年齢層をターゲットとし、興味関心を引く内容になるよう配慮すること。

WEB広告の出稿においては、「しがスポーツナビ！」の認知度向上を目指すこととする。

(1) HPおよびSNS等による情報発信

県民の運動・スポーツ実施率の向上およびスポーツ振興に向け、「しがスポーツナビ！」(<https://shigaspo.jp/>)の内容を充実させるため、(ア)～(ウ)を実施すること。

制作物については、県の検査を受けた上で受託者が「しがスポーツナビ！」ポータルサイトに公開すること。

各コンテンツの詳細については、県と受託者で協議の上、内容を決定する。

(ア) スポーツの魅力発信に関する動画制作（5分程度。ショート動画を除く。）【4本】

- ・動画制作のための取材や撮影、編集等は受託事業者が行うこと。
- ・制作した動画はYouTubeで配信できる形式で作成すること。
- ・成果物は取材日から30日以内に県に提出すること。

(イ) スポーツの魅力発信に関する動画制作（ショート動画（30秒程度））【10本】

- ・動画制作のための取材や撮影、編集等は受託事業者が行うこと。
- ・制作した動画はYouTubeで配信できる形式で作成すること。
- ・制作した動画はYoutubeで3,000回以上の再生数（広告含む）となるようにすること。
- ・成果物は取材日から30日以内に県に提出すること。

(ウ) スポーツの魅力発信に関する記事制作【4本】

- ・記事作成のための取材等は受託事業者が行うこと。
- ・成果物は取材日から30日以内に県に提出すること。

(2) WEB広告の出稿

「しがスポーツナビ!」の認知度向上およびSNSのフォロワー数を増加させることを目的として、次のとおりSNS（X、Instagram、Facebook）等を活用したWEB広告を出稿する。

○広告配信

- ・複数の広告媒体を組み合わせて、広告配信設計をすること。
- ・媒体ごとの特徴やターゲティング戦略を踏まえた効果的な配信を行うこと。
- ・媒体ごとに再生数、クリック数、誘導者数等の数値目標と配信実施スケジュールを設定し、達成の根拠および戦略を明示すること。
- ・動画広告およびバナー広告には、県が指定するサイトへのリンクを設定すること。
- ・リンク先URLは変更の可能性があるため、県との協議に基づき随時修正、反映のできる運用とすること。

・媒体例

SNS	X、Instagram、Facebook など
検索広告・ディスプレイ広告	Google、Yahoo! など
Youtube 広告	
その他、動画に適した媒体	

5 実績報告および成果物

- (1) 県は、受託者に対して、年度途中において、委託事業の進捗状況等の必要な事項について中間報告を求め、または実地に調査することができることとする。
- (2) 受託者は、本業務の完了後、業務の内容をとりまとめた報告書およびそれらを記録した電子記録媒体（CD-R等）を成果物として、業務完了後20日以内または令和9年3月末日のいずれか早い日に、県に提出すること。

6 実績報告等の納入場所

滋賀県観光文化スポーツ部スポーツ課交流推進室（滋賀県大津市京町四丁目1番1号）

7 業務の実施について

- (1) 本業務の実施にあたり、受託者は業務実施体制について県に報告すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、県と打合せを行い、業務実施スケジュールを県に報告すること。

8 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に際し、第三者が著作権を有するものを使用したことで問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任において処理すること。
- (3) 本業務の実施にあたって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (4) 成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。

- (5) 本業務の実施のために県が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託終了までに県に返却すること。
- (6) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (7) 成果物等に関する著作権は、滋賀県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- (8) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を県に提示し、承認を得ること。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- (9) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (10) その他、本業務の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めること。